

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 10 月 16 日

「キューバ国経済改革に向けた人材育成ニーズに係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 9 月 23 日/公示番号:20a00502)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 14 第 2 章 6(1) エ 招へい	「「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2015 年 4 月)」を参照」とありますが、「コンサルタント等契約における 研修・招へい実施ガイドライン(2017 年 6 月)」の間違いでしょうか。	ご指摘のとおり、最新版の 2017 年 6 月版をご参照いたします。
2	P. 14 第 2 章 6(1) エ 招へい	「本邦研修については受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務を行う。」とありますが、本件業務で実施するのは「研修員受入事業／本邦研修」ではなく「招へい事業」ということで間違いはないでしょうか。	本件では招へい事業を行い、当該事業の「実施」に係る業務を委託することとなります。
10 月 8 日回答済			
3	P. 13 第 2 章 6(1) ア 国内事前準備	「Web 会議システムを利用した現地関係者へのヒアリング等を通じて情報収集・分析を行う。」とありますが、Web 会議のために現地関係者側でかかる通信費用等は、どのように負担するのでしょうか。また、見積書にそれらの費用を計上する必要がありますでしょうか。	Web 会議システムを利用した現地関係者との面談について、現地関係者とは Microsoft Teams もしくは Zoom によりアクセスを行う予定ですので、通信費の負担は想定していません。

4	P. 13 第2章6(1) ア 国内事前準備	「現地再委託先はキューバ政府と JICA との協議により決定する。」とありますが、再委託先は国内事前準備期間中のいつ頃決定されるのでしょうか。または、本調査の契約締結前に決定していますでしょうか。	現地再委託先については現在先方政府と交渉中で、本調査の契約締結前には決定する予定です。
5	P. 20 第3章2(4) 対象国の便宜供与	「本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められています」とあります。キューバ政府からの便宜供与として、VISA 発給の支援等はしていただけと理解していますが、それ以上の便宜供与(関係省庁への紹介等)はないのでしょうか。また、本調査ではカウンターパート機関は全く想定しないのでしょうか。もし、カウンターパート機関を想定するとすれば、それ／それらが決定するのはいつでしょうか。また、カウンターパートがない場合、本調査で実施する本邦への招へい者はどのように決定すればよろしいでしょうか。	本調査案件を開始するにあたり関係省庁への紹介は JICA の方から行います。また、現地調査において、アポイント取りの際に JICA からの公式レターが必要な機関については JICA より発出します。また本調査における先方政府側協力機関については、先方政府と調整中であり、関係機関に協力を求める予定です。招へいの対象者は、将来、キューバの経済改革の計画・実施を担う①経済改革実施関連省庁高官、②中央銀行・研究機関・大学等のエコノミストを想定しており、本件調査を通じて適切な候補者を選定いただく形を想定しております。
6	P. 21 第3章5(3)「社会経済政策分析」現地再委託費	注釈に「政府直轄のシンクタンクや大学研究機関を想定。」とありますが、差し支えなければ再委託先の候補として挙げられている機関名をお教えてください。	外国貿易・外国投資省を窓口として高等教育省等の参画のもと進めることを想定しております。
10月13日回答済			
7	13 頁 (4) 留意事項 イ. 国内支援委員会の設置	「これら有識者による国内支援委員会を設置し、プロジェクトで得られた情報の分析や政策提言に向けた協議を行うこと」とされています。国	国内支援委員会は発注者が設置します。受注者は、発注者と協議の上、招集する有識者を選定し、実施にかかる業務を行うことを想定してい

		内支援委員会を設置するのは、受注したコンサルタントとの理解でよろしいでしょうか。	ます。
8	13 頁 (4) 留意事項 イ. 国内支援委員会の設置	受注したコンサルタントが、国内支援委員会を設置する場合、有識者への報酬を見積もっておくべきでしょうか。	有識者への謝金・交通費は以下のとおり定額見積として提出をお願いします。 国内支援委員会: 85 千円/回 × 3回実施 = 255 千円 なお謝金と交通費については JICA の規程に沿った精算を行います。
9	P18 1.(1) 1)類似業務の経験	コンサルタント等の法人としての経験、能力の評価対象とする類似業務について、「大きく分野と地域に 2 分して評価する」とありますが、①分野と②地域の評価の重きは、同等との理解でよろしいでしょうか。	本項の前段部分を削除し、以下のとおり修正します。記載に重複があり失礼しました。 (1) 1) 類似業務の経験 注) 評価対象とする類似業務: 移行経済・市場経済化に係る各種業務。なお、マクロ経済調査・分析に係る各種業務の類似業務経験を有することが望ましい。
10	P21-22 5.見積書作成にかかる留意事項 (4)	「本邦招へい支援に係る業務」について、見積もることと指定されている 1.50 人月は、想定される総人月 (34.0 人月) に含まれるでしょうか。また、こちらは別見積りに計上となりますでしょうか。さらに、想定される等級がありましたらご教示ください。	5.(4) 1) 本邦招へい支援に係る業務: 1.50 人月は総人月の 34.0 人月に含まれております。別見積ではなく、見積書の内訳として計上してください。 担当者の格付は 3 号を想定しています。

以上